

「決算・確定申告相談会」のご案内

鈴鹿商工会議所 中小企業相談所では、経営改善普及事業並びに会員サービスの一環として、「決算・確定申告相談会」を3日間開催致します。ご相談には東海税理士会鈴鹿支部所属税理士及び当所経営指導員が対応致します。参加費(相談)は無料です。ぜひこの機会をご利用下さい。



- 日 時 : 平成27年2月23日(月)・24日(火)・25日(水)の3日間
各日共、10時～16時(但し、12時～13時を除く)
- 場 所 : 鈴鹿商工会議所 2階 特別会議室(鈴鹿市飯野寺家町816)
- 対 象 : 税理士未関与者でかつ前年度の特典控除前の所得金額が400万円未満の小規模事業者
(消費税の相談は前々年度の課税売上高が3,000万円以下の小規模事業者)
- 相談内容 : 対象となるのは、所得税(事業・不動産・農業所得)と消費税で、土地【収用含む】や株などの譲渡所得、退職所得、配当所得、一時所得、雑所得並びに相続税・贈与税等は対象外となります。相談は最大(両方)1時間です。時間になりましたら打ち切らせて頂きます。予めご了承下さい。
- 申込方法 : 参加申込書に必要事項をご記入の上(希望日・希望時間・相談内容【所得税・消費税】はいずれかに○をつけて)、FAXして下さい。折り返しこちらから確認の電話をさせて頂き申込完了となります。詳細はホームページをご覧ください(ホームページから参加申込書をプリントアウトすることもできます)
- 準備物 : 平成26年分の所得税確定申告書と決算書(又は収支内訳書)【平成25年分の所得税定申告書控と決算書(又は収支内訳書)控】、その他、生命・地震保険料控除証明書、国民年金保険料控除証明書など必要と思われるものと印鑑・電卓・筆記用具。消費税の相談を希望する方は消費税確定申告書等。e-Tax送信を希望する方は住基カード(尚、確認の電話の際に「e-Tax送信希望」とお伝え下さい)
- その他 : 消費税のご相談を希望する方は(簡易課税の方は売上等、本則課税の方は売上・仕入・経費等)を、5%の部分と8%の部分に分けてからお越し下さい。
- 問合せ : 鈴鹿商工会議所 中小企業相談所 (Tel)059-382-3222 (Fax)059-383-7667 (E-mail)soudan@scci.or.jp

切 り 取 ら ず に 送 付 し て 下 さ い

「決算・確定申告相談会」参加申込書 (Fax: 059-383-7667)

平成27年 月 日

| | | | |
|--------------|---|---------|----------------------------------|
| フリガナ 参加者名 | ㊦ | 従業員数 | 専従者 人 従業員 人 (※但し、パート・アルバイト除く) |
| 事業所名 | | 業 種 | |
| 代表者名 | | 希 望 日 | 23日 ・ 24日 ・ 25日 |
| | | 希 望 時 間 | 10時 ・ 11時 ・ 13時 ・ 14時 ・ 15時 |
| 所 在 地 | | 相談内容 | 所得税 ⇒ 青色申告 ・ 白色申告 |
| 電話番号 () - | | | 消費税 ⇒ 簡易課税 ・ 本則課税 |

※ ご記入いただきました個人情報、厳重に管理し、「決算・確定申告相談会」以外の用途には使用致しません。